

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東かがわ市長 上村 一郎

市町村名 (市町村コード)	東かがわ市 (372072)
地域名 (地域内農業集落名)	水主 (国安、笠松、池尻、向ヶ原、西内、様松、社原、宮内、原、大社、風呂、中村、楠谷、高原、下屋敷、別所)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、基盤整備された農地では地域の担い手等が水主米や地域特産物のパセリ等を栽培している。山際の畠畔が広く狭小農地では、地域の担い手や中山間地域等直接支払、機械共同利用組織等により栽培、維持管理が行われてきた。しかし、担い手等の農業者の高齢化や後継者不足及び鳥獣被害が懸念される地区のため、今後遊休農地の発生が懸念されるので、地域外の担い手による農地集積や地域住民などを交えて地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、地域外の担い手にもその補完的役割を担ってもらい、地域資源を活用した水主米や地域の特産物であるパセリ等の園芸作物を適地に作付け農地を維持する。山際の条件が不利な農地は、中山間地域等直接支払や地域住民が一体となって、農地の維持管理に努める。ただし、新規就農者が確保できた時は、最優先に農地の貸借を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	176.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地は、農業上の利用が行われることを基本としつつ、中山間地域等直接支払集落協定が作成した集落戦略で指定した農地等の条件が不利な農地では、WCS等飼料作物や鳥獣害対策のための緩衝帯として耕起・草刈り等を実施し保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の担い手優先に地域外の担い手にはその補完的役割として農地集積・集約化を進めるが、新規就農者が確保出来たときは最優先で農地の貸借を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画の目標地図に基づき、農地機構を通じて担い手等への農地の集積・集約化を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

国安、笠松、池尻、向ヶ原、西内、社原、宮内、原、大社、風呂、中村、楠谷、高原、下屋敷地区では実施済み、実施予定なし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

「農業を担う者」の位置づけは、認定農業者、認定新規就農者等担い手を基本としつつ、中山間地域等直接支払集落戦略に記載された農業者を加える。

また、就農希望者がいる場合は、市や農業改良普及センター、土地改良区、農業協同組合など関係機関と連携し就農できるようサポートを行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

個人間で草刈りや、もみすり等の農作業受委託のやりとりをしている。

農業機械利用組合が活動しており、引き続き機械の共同利用を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ・サルの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、山間部でWCSを栽培することで、緩衝地帯の役割を兼ねる。

②地域ブランド米である水主米の生産を維持する。

⑦中山間地域等直接支払制度等を利用し、担い手だけではなく地域も含めて農地の維持管理に務める。